

年末 いま、使える支援策

新型コロナの影響で、売り上げ減少等があったときの支援策を紹介します

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者（資本金10億円以上の大企業を除く）

- 給付額 法人は200万円、個人事業者は100万円
（ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。）
- 申請期限：2021年1月15日(金)
期限が迫っています。まだの方はお急ぎください

家賃支援給付金

2020年5月～12月において以下のいずれかに該当する方に、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給

※資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少
- 申請期限：2021年1月15日(金)
期限が迫っています。まだの方はお急ぎください

換気・加湿等対策補助金

不特定多数の市民および観光客が利用する店舗、来客型の事務所等を京都市内に有する中小企業等にたいし、新型コロナウイルス感染症対策として換気・加湿等のために必要となる経費の一部が支援されます。

- 補助率3分の2以内、1店舗につき上限5万円（1事業者あたり10店舗等を上限）
 - 補助対象事業の実施期間：2020年8月5日（水）（サポートナビの設置日）～2021年1月29日（金）
 - 申請期限：2021年1月29日(金曜日)(当日消印有効)
- ※ 受付は、Web（オンライン）又は郵送

事業用家屋・償却資産の固定資産税等を軽減

2020年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主に対し、固定資産税、都市計画税を減免

- 対象資産

事業用家屋：事務所や店舗、工場、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなど

償却資産：事業用に使用している資産のうち、法人税や所得税の計算をする際に減価償却をしている資産

- 減免割合：2021年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。

売上減少割合：30%以上50%未満→軽減割合：50%

売上減少割合：50%以上100% →軽減割合：100%

- 申告期間：2021年1月4日～2021年2月1日(消印有効)

※特例申告書は、認定経営革新等支援機関等による確認（記名・押印）が必要です。取引のある金融機関（ゆうちょ銀、ろうきん、UFJ信託銀を除く）で、手数料無料で認定されます。また、商工会議所での認定も無料です。

国民健康保険料

世帯の主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）

- 対象保険料：2020年2、3月分保険料および、申請月以降の2020年度分保険料
- 申請期限：2021年3月納期以前

介護保険料

世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合（当該所得の合計額が、400万円以下）

- 対象保険料：2020年2月分～2021年3月分まで
- 申請期限：2021年3月31日

後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化芸術関係者の皆様の活動再開・継続を支援するため、A「施設使用料や付帯設備使用料」、B「感染拡大防止に必要となる経費」を対象に、補助金を交付します。

- 対象期間：2020年10月1日～2021年3月31日
- 受付期限：2021年2月28日17:00

各種証明書の交付手数料の免除

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた方に対して、貸付や融資、助成金等の支援制度を利用する際に必要な各種証明書等の交付手数料を免除しています。

- 取扱期間を2021年3月31日まで延長します

お困りの事業者へ、直接支援が必要です

日本共産党市会議員団は、持続化給付金、家賃支援給付金の期限延長と条件緩和、再給付を求めています。

詳しくは、日本共産党の市会議員にご相談ください